

企業立地助成制度

令和4年4月1日現在（令和4年4月1日以降工事着手の場合適用）

1. 設備投資に対する助成

●立地助成金、先端産業立地助成金、物流業務施設立地助成金、地域経済牽引事業助成金、民間研究所立地奨励金、新成長産業研究拠点強化助成金、IT・オフィス系企業立地助成金、ものづくり産業見学・体験施設等設置事業補助金

助成金区分		立地助成金				立地助成金（本社機能施設）			先端産業立地助成金	物流業務施設立地助成金						
		市単独		県要綱適用		市単独	県要綱適用		県要綱適用	市単独		県要綱適用				
対象業種		市単独 ：製造業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所、通信業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字製作業、情報通信技術利用業 県要綱適用 ：製造業、ソフトウェア業、デザイン業、情報処理・提供サービス業、通信業、インターネット付随サービス業、映像情報制作・配給業、コールセンター業				本社機能（以下の部門）を有する事業所 ・調査及び企画部門 ・情報処理部門 ・情報サービス事業部門 ・研究開発部門 ・国際事業部門 ・その他管理業務部門			左記の対象業種（県要綱適用）に適合するもの		製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業・小売業					
事業区分		新設	増設	通常 (新設・増設)	大規模特認 (新設・増設)	スーパー特認 (新設・増設)	市単独 (新設・増設)	通常 (新設・増設)	特認 (新設・増設)	新設・増設		新設	増設	新設	増設	
要件	投下固定資産額	5億円以上 (特定団地の新設は1億円以上)		5億円以上 (ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、デザイン業：5千万円以上)		50億円以上	100億円以上		5千万円以上		100億円以上	5億円以上 (特定団地の新設は1億円以上)		5億円以上	15億円以上	
	新規雇用者数	10人以上 (中小企業は3人以上)		10人以上 (デザイン業：5人以上)		60人以上	100人以上		5人以上	5人以上 (中小企業は1人以上)	60人以上 (非製造業は100人以上)	10人以上 (中小企業は3人以上)		10人以上	15人以上	
	その他	—	—	製造業（※サプライチェーン再構築・県内回帰奨励事業適用の場合） 投下固定資産額要件：2.5億円以上		—	産業構造の高度化に資すると認められる業種		上記の事業所を市内で拡充（市外からの移転含む）すること	上記の事業所を富山県外から移転すること		産業構造の高度化に資すると認められる業種(情報技術、生物工学等を活用した成長産業分野)		高度な物流機能を有すること		
投下固定資産額に対する助成率	製造業	5%		10%		10%(100億円以下) 2%(100億円超)		5%	10%	10%	10%	5%		7.5%	7.5%	
	非製造業	(特定団地の新設は10%)		7.5%		5%(100億円以下) 1%(100億円超)						(特定団地10%)				移転費等50%
限度額	製造業	1億円		2億円		5億円	30億円		1億円	5億円	30億円	10億円	1億円		1億5千万円	1億5千万円
	非製造業	(特定団地の新設は2億円)		1億5千万円		2億5千万円	15億円						(特定団地2億円)			

※ 上の表において特定団地とは四日市工業団地、大滝工業団地、ICパーク高岡のことを指します。

※ **サプライチェーン再構築・県内回帰奨励事業**：次のいずれかに該当し、知事が特に必要と認めるもの（県要綱）
 ・海外の自社工場で生産した製品・部素材を、市内の自社工場での生産に切り替える事業
 ・海外の取引先から輸入していた製品・部素材を、市内の自社工場での生産に切り替える事業
 ・海外からの製品・部素材の調達を国内に切り替える企業からの依頼により新たに市内工場で生産するための事業

助成金区分		地域経済牽引事業助成金(市単独)		
		通常型	先端設備取得型	事業承継支援型
対象業種		立地助成金(市単独)の対象業種 ※先端設備取得型のみ、物流業務施設立地助成金の対象業種も含む		
要件	投下固定資産額	1億円以上 (中小企業は5千万円以上)	5千万円以上	3千万円以上
	その他要件	富山県知事が承認した地域経済牽引事業計画に基づき取得した固定資産であること	高岡市長が認定した先端設備等導入計画に基づき取得した固定資産であること	代表者が交代する事業承継に併せた設備投資であること
投下固定資産額に対する助成率		1.5%	1.5% (税制優遇を受ける先端設備を除く)	1.5%
限度額		5千万円	500万円	500万円

助成金区分	民間研究所立地奨励金(県単独)			新成長産業研究拠点強化助成金(県単独)			
	対象業種	自然科学研究所			自然科学研究所 ※地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定が必要		
要件	投下固定資産額	1億円以上			1億円以上		
	新規雇用者数	10~29人	30~59人	60人以上	5~14人	15~29人	30人以上
投下固定資産額に対する助成率		15%	20%	20%	15%	20%	20%
限度額		1億5千万円	2億円	5億円	1億5千万円	2億円	5億円

助成金区分		IT・オフィス系企業立地助成金(県単独)		
対象業種		情報サービス関連産業		
要件	新規雇用者数	10人以上		
		本社機能を県外から移転する場合は5人以上（中小企業は1人以上）		
助成対象		オフィス賃借料	回線使用料	新規雇用者
		50%		50万円/人
助成期間		3年間（特認6年間）		3年間
限度額		1,200万円/年	2,000万円/年	1億円

助成金区分		ものづくり産業見学・体験施設等設置事業補助金(県単独)
対象業種		製造業
要件	投下固定資産額	対象施設について5千万円以上
	その他要件	ものづくり産業に関する見学施設、体験施設、学習施設、展示施設であって、次の4項すべてを満たすこと ①本社又は工場の移転や新增設に伴うもの ②一般来場者が概ね年間5千人以上見込まれること ③地域に経済効果が及ぶ体制づくり図られること ④「本社又は工場の移転、新增設」又は「見学・体験施設等の整備」について、市町村の補助が行われること
投下固定資産額に対する助成率		1/3以内
限度額		2千万円又は市町村が補助する額のいずれか低い額

企業立地助成制度(続き)

2. 雇用に対する助成

- 雇用奨励助成金(市単独)・人材集積助成金先端産業立地助成金(県単独)

助成金区分	雇用奨励助成金(市単独)	人材集積助成金(県単独)
対象業種	立地助成金・物流業務施設立地助成金の対象業種	自然科学研究所、デザイン業
要件	・新設又は増設に係る新規雇用者が10人以上	・新設又は増設後1年以内に操業開始 ・投下固定資産額が3千万円以上 ・県内に住所を有する新規雇用者が10人以上
助成額	高岡市内に住所を有する新規雇用者数×50万円	富山県内に住所を有する新規雇用者数×50万円
限度額	1億円	1億円

※ 雇用奨励助成金と人材集積助成金は重複して活用できます。

※ 人材集積助成金に係る新規雇用者は、自然科学研究所の場合にあっては研究者、デザイン業にあってはデザイナーに限ります。

法令に基づく税制等の優遇措置

国税、地方税の軽減措置等

- 地域未来投資促進法、地域再生法による優遇制度

根拠法令	地域未来投資促進法に基づく優遇制度	地域再生法に基づく優遇制度
税制上の優遇措置	内容	【共通】 (※4) ①設備投資(オフィス)減税(国税)の適用 ②雇用促進税制(国税)の拡充適用 【移転型】 (※5) ③法人事業税(県税)の課税免除(3年間) ④不動産取得税(県税)の課税免除 ⑤固定資産税(市税)の課税免除(3年間) 【拡充型】 (※5) ③不動産取得税(県税)の軽減(1/10) ④固定資産税(市税)の軽減(3年間) 1.6%⇒1年目0.14% 2年目0.467% 3年目0.933%
	対象	建物、構築物、土地(取得より1年以内に建物工事を着工したもののみ)
	要件	・地域経済牽引事業計画(※1)に基づき取得した対象施設の取得価格の合計が1億円を超えるもの(※2) ・2023年3月31日までに取得されたもの ・地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(※6)に基づき取得した対象施設の取得価格の合計が3,800万円以上のもの(中小企業者は1,900万円以上) ・2027年3月31日までに取得されたもの(計画認定から3年以内)
	工場立地法の特例	工場立地法に定める「緑地面積率」及び「環境施設面積率」の規制を市の指定する区域において緩和(※3)

※1 富山県地域未来投資促進計画に定める分野で、かつ地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画を策定し、県知事の承認と国の先進性の確認を受けている場合に限りします。

※2 国税の軽減措置を受けるには別途、国が定める要件を満たす必要があります。

※3 緑地面積率20%以上⇒5~15%以上、環境施設面積率25%以上⇒10~20%以上。なお、地域経済牽引事業計画の提出は不要です。

※4 ①と②についてはいずれかの選択になります。

※5 移転型は東京23区からの移転によるもの、拡充型はそれ以外のものを指します。

※6 富山県地域再生計画に定める地方活力向上地域において、地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を策定し、県知事の認定を受けた場合に限られます。

法令に基づく税制等の優遇措置(続き)

国税、地方税の軽減措置等

- 中小企業経営強化法による優遇制度

根拠法令	経営力向上計画の認定に基づく優遇制度	先端設備等導入計画の認定に伴う優遇制度
税制上の優遇措置	内容	法人税または所得税(国税)の軽減措置(即時償却又は税額控除7%)(※1)
	対象(※2)	・機械装置の全て(取得価額160万円以上/発売開始から10年以内) ・工具のうち、測定工具及び検査工具(取得価額30万円以上/発売開始から5年以内) ・器具備品の全て(取得価額30万円以上/発売開始から6年以内) ・建物附属設備のうち償却資産として課税されるもの(取得価額60万円以上/発売開始から14年以内) ・ソフトウェア(取得価額70万円以上/発売開始から5年以内)(※3) ・構築物(取得価額120万円以上/発売開始から14年以内) ・事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
	要件	中小企業等経営強化法に基づく中小企業であって、かつ租税特別措置法に定める中小事業者等であること。 経営力向上計画(※4)に基づき取得した償却資産であること

※1 資本金3千万円未満の法人または個人事業主の場合、税額控除は10%となります。

※2 軽減措置を受けるには、メーカーが属する工業会等が発行する証明書が必要になります。

※3 ソフトウェアは固定資産税が課されないため、国税のみ対象になります。

※4 あらかじめ主務大臣の認定を受けたものに限られます。

※5 高岡市導入促進基本計画に基づく先端設備等導入計画であって、あらかじめ市長の認定を受けたものに限られます。

伏木富山港の利用に関する助成制度

- 荷主企業奨励金(県助成)

事業区分	荷主企業						商社・物流業者	新規立地・増設企業の特例
	シフト貨物・新規貨物							
	初年度			2~5年度		継続利用(6年利用)		
要件	10~49 TEU	50~99 TEU	100TEU	50TEU かつ10%以上増加	100TEU かつ20%以上増加	当年度中の伏木富山港を利用するコンテナ貨物量(輸出入合計)が、過去3カ年度の平均貨物量より50TEU以上増加	取引先荷主企業(2社上)100TEU以上集荷かつ前年度比50TEU以上増加	富山県の企業立地助成金、物流業務立地助成金の交付決定又は地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業で10TEU以上の利用
交付額	1万円/TEU	1.5万円/TEU	2万円/TEU	1万円/TEU(前年度からの増差分)	2万円/TEU(前年度からの増差分)	2千円/TEU(過去3カ年度平均貨物量からの増差分)	2万円/TEU(前年度からの増差分)	1万円/TEU 3年間
限度額	200万円			100万円	200万円	200万円	200万円	100万円

- 伏木港-苦小牧港RORO船利用助成金(市助成)

対象業種	市内に事業所を持つ荷主企業(伏木-苦小牧RORO船航路利用者に限る)	市外に事業所を持つ荷主企業(伏木-苦小牧RORO船航路利用者に限る)		
助成対象	新規・増加貨物(前年度からの増差分)			
交付額	移入:3万円/台	移出:2万円/台	移入:2万円/台	移出:1万円/台
限度額	30万円			